

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する
規則第2条ただし書に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成19年規則第11号。以下「規則」という。）第2条ただし書について、規則第10条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(該当する場合)

第2条 規則第2条ただし書に該当する場合は、次のとおりとする。

- (1) 再転入者で、転入前住民期間と再転入後住民期間を合算して3ヶ月以上になる場合
- (2) 転入後3ヶ月以上を経過している親族（民法第725条の規定による親族をいう。）から介護を受けるために転入した場合
- (3) その他必要やむを得ないと福岡県介護保険広域連合長（以下「広域連合長」という。）が認める場合

(承認申請の手続き)

第3条 指定地域密着型サービス事業者等（以下「事業者」という。）は、前条に該当すると思われる場合は福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第2条ただし書該当承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を広域連合長に提出するものとする。

(承認の可否の通知)

第4条 広域連合長は、事業者から前条の申請書が提出されたときは、第2条に該当するか確認のうえ、承認の可否を決定するものとする。広域連合長は、承認の可否について、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第2条ただし書該当承認通知書（様式第2号）により、事業者へ通知するものとする。

(委任)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

福岡県介護保険広域連合長 様

所在地

法人名

代表者職名・氏名

印

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
第 2 条ただし書該当承認申請書

下記の者について、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成 19 年規則第 11 号。以下「規則」という。）第 2 条ただし書に該当することの承認を申請します。

記

		事業所番号												
事業所（施設）		名 称												
		所在地												
被 保 険 者	被保険者番号													
	氏 名													
	利用（入居）前住所													
	生 年 月 日					年			月			日		
	年 齢		歳			性 別			男			・ 女		
	広域連合内の住民となった日					年			月			日		
	経 過 期 間		箇月											
規則第 2 条ただし書に規定する条件を付することが困難な特段の事由														

記入担当者名		連絡先（電話）	
--------	--	---------	--

法人名

代表者職名・氏名

様

福岡県介護保険広域連合長 印

福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則
第2条ただし書該当承認通知書

下記の者について、福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成19年規則第11号）第2条ただし書に該当することの承認の可否を決定したので通知します。

記

承認の可否（可・否）		事業所番号												
事業所（施設）		名称												
		所在地												
被 保 険 者	被保険者番号													
	氏名													
	利用（入居）前住所													
	生年月日					年			月			日		
	年齢		歳											
	性別		男・女											
	広域連合内の住民となった日					年			月			日		
	経過期間		箇月											

不服の申立等

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県介護保険広域連合を被告として（訴訟において福岡県介護保険広域連合を代表する者は福岡県介護保険広域連合長になります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。